

2021年5月17日

厚生労働省

医薬・生活衛生局長 鎌田光明 様

一般社団法人 日本臨床カンナビノイド学会
理事長 新垣実

大麻等の薬物対策のあり方に関する要望書

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2021年より貴課主催にて開催されております大麻等の薬物対策のあり方検討会におきまして医療大麻、産業大麻及びカンナビノイド医薬品の規制変更に関して活発な議論が展開されておりますが、内容に関して懸念事項が御座います。

一つ目に、国際的にはTHCの含有率に応じて大麻草の区分を行い、含有量が少ない品種に関しては産業・医療利用が合法化されていますが、本邦においてそのような方向での検討が充分になされていないよう見受けられます。

また国際的に乱用薬物指定から除外されているCBDを、麻薬扱いで管理する提案が認められましたが、そのような規制は現在国内で医療用途に使用している方々のアクセスを妨げ、生存権を侵害する恐れがあります。

更に、THCも諸外国において医療目的に活用されている事実が議論の対象となっていない一方で、使用罪を創設し罰則を強化する方向で議論が進んでいますが、これは大麻及びその成分へのスティグマ（負の烙印）を強化し将来的な医療活用の障害となり得ます。

つきましては同領域に関わる学術団体として、下記の通り要望いたしますので、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1：大麻取締法第1条で定義されている現在の部位規制を廃止した上で諸外国に倣いTHC含有量の基準を設け、基準値以下のTHC含有品種に関しては大麻と別個にヘンプとして大麻取締法の規制対象から除外し、医療利用並びに産業利用の可能性を推進すること

2：カンナビジオール（CBD）及びCBDを主成分とする医薬品に関して、大麻取締法、並びに麻薬及び向精神薬取締法の規制物質から除外される旨を明示すること

3：THC及び大麻草の将来的な幅広い医療利用を見据え、大麻使用に伴う罰則の制定を見送ること

添付資料：令和2年度厚生労働科学特別研究事業

「難治性てんかんにおけるカンナビノイド（大麻由来成分）由来医薬品の治験に向けた課題把握および今後の方策に向けた研究報告書」『諸外国における医療大麻の分類と法規制の枠組みに関する研究』

以上